



一 青少年が安全に安心してインターネットを利用するようにするための施策についての基本的な方針

二 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動に係る施策に関する事項

三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

四 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できることによるための施策その他の啓発活動を行うことによるための活動を行うものとする。

第五章 (関係者の努力義務)

第六章 (青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置)

第七章 (携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青年年確認義務)

第八章 (携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下この項において「既契約」という。)の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

第九条 国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国及び地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発及び普及を促進するため、研究の支援、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。(家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及)

第十二条 国及び地方公共団体は、家庭において青少年によりインターネットが利用される場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。(インターネットの適切な利用に関する広報啓発)

第十三条 前二条に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長に資するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のイン

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかを確認しなければならない。

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等(青少年有害情報フィルタリング有効化措置(インターネット接続役務提供事業者の前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に對し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

第十七条 インターネット接続機器の製造事業者の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

第十八条 インターネット接続機器の製造事業者は、インターネット接続機器の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならぬ。ただし、青少年による青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。

第十九条 プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の措置をいう。以下の条及び第十九条において同じ。)を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの(以下この規定による確認を行ふ場合において、当該携

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるよう、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

第二十一条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であつて閲覧が制限されないものができるだけ少なくするとともに、次に掲げ

る事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングサービスを報道する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第二十一条 特定サーバー管理者は、その管理者による特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができるないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

(青少年有害情報についての記録の作成及び保存)

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理者による特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等

第一節 フィルタリング推進機関

(フィルタリング推進機関の登録)

第二十四条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的と

して、次に掲げるいずれかの業務(以下「フィルタリング推進業務」という。)を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができる。

一 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと。

二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。

三 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

四 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

五 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

六 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

七 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

八 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。

三 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

四 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

五 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

六 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

七 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

八 第二十九条の規定により登録を行つた総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けること。

二 前項の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、総務省令・経済産業省令で定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第二十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。

二 法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの。

三 第二十四条第四項各号のいずれかに適合しているときは、登録をしなければならない。

四 第二十四条第三項第二号に該当するに至つたときは、登録を取り消すことができる。

五 第二十四条第六項又は前条第一項の規定に違反したとき。

六 青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを有する機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する者がフィルタリング推進業務を行うものであること。

イ 一年以上青少年有害情報フィルタリングサービスに掲げる措置がとられていること。

ロ イに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 フィルタリング推進業務を適正に行うための管理を置くこと。

イ フィルタリング推進業務の管理及び適正化に次に掲げる措置がとられていること。

ロ フィルタリング推進業務の管理及び適正化の実施の確保に関する文書が作成されていること。

一 登録を受けた者(以下「フィルタリング推進機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 第二十五条第一項の規定による届出があつたとき。

四 第二十六条の規定により登録を取り消したとき。

三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

二十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

四十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

五十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

六十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

七十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

八十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

九十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百零九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一〇 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百一九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百二十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百三十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百四十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百五十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

一百六十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十四 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十五 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十六 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十七 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十八 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百一十九 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百二十 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百二十一 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百二十二 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

三百二十三 第二十九条の規定による登録を行つたとき。

断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

#### 附 則 抄

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(経過措置)** 第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第四条** インターネットを利用して公衆の閲覧による情報について、サーバー管理者がその情報の公衆による閲覧を防止する措置を講じた場合における当該サーバー管理者のその情報の発信者に対する損害の賠償の制限の在り方にについては、この法律の施行後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成二一年七月八日法律第七一 号) 抄

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第三条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第四条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第五条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第六条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第七条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報ファイルリングサービスの提供義務に関する経過措置)

#### 第二条

この法律による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「新法」という。）第十五条の規定は、この法律の施行の際現に締結されている新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約であつて、この法律による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第七項に規定する

携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約でないもの（以下この条において「特定役務提供契約」という。）に基づく新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供については、適用しない。ただし、

この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に、特定役務提供契約の変更を

内容とする契約又は特定役務提供契約の更新を

をいう。）の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。

(携帯電話端末又はPHS端末の製造事業者の義務に関する経過措置)

#### 第三条

施行日前に製造された携帯電話端末又はPHS端末及び当該携帯電話端末又はPHS端末と同一の型式に属する携帯電話端末又はPHS端末であつて、施行日以後に製造されるもの販売については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十八条本文の規定は、適用しない。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年（新法第二条第一項に規定する青少年をいう。）が青少年有害情報（新法第二条第三項に規定する青少年有害情報）を用いてインターネットを利用する環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年（新法第二条第一項に規定する青少年をいう。）が青少年有害情報（新法第二条第三項に規定する青少年有害情報）を用いてインターネットを利用する環境の整備等に関する法律（以下この条において「新法」という。）の閲覧（同項に規定する閲覧をいう。）をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。